

▶ これまでの経緯やガイドライン等の活用状況

「道路デザイン指針(案)-道路デザイン指針(案)とその解説-」(以下、指針(案)解説と記載)及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(以下、防護柵ガイドラインと記載)の改定内容の検討に際して、以下の内容について整理を行った。

表 検討に際しての基礎的情報の概要

NO.	基礎的情報の内容	備考
1	防護柵ガイドラインの策定や景観法が成立した平成16年以降の道路景観に関する主な法律や施策、取り組み内容と指針(案)解説での対応方針	—
2	指針(案)解説や防護柵ガイドライン等の活用状況について	—
	①指針(案)解説や防護柵ガイドライン及び地方整備局や地方自治体策定のデザイン指針に関する契約図書での位置づけ及び実際の活用状況	横浜国道、高崎河川国道、中部地整、福岡国道、東京都、静岡県、名古屋市から情報収集
	②設計要領、マニュアル、標準図集での防護柵ガイドラインの適用状況	全国の地方整備局等を対象
	③地方整備局や地方自治体策定の指針における道路占用物件等への規定の有無と適用状況	横浜国道、高崎河川国道、中部地整、福岡国道、東京都、静岡県、名古屋市から情報収集
3	景観検討システムにおける、これまでの景観検討区分判断の実態	—
4	景観法による景観計画における景観重要公共施設(道路)の指定状況と内容について	—
	①景観計画での景観重要公共施設(道路)の指定状況	平成28年3月31日時点の景観行政団体681団体より調査
	②景観計画の道路占用物件に関する方策の具体事例	茅ヶ崎市と奈良市の事例紹介

【NO.1】平成16年以降の道路景観関連の法律や施策等の整理

平成16年3月の防護柵ガイドラインの策定以降の道路景観に関する主な法律や施策、取り組み等を下表に抽出し、現在の指針(案)解説の関連している箇所の確認を行った。

現在の指針(案)解説に触れられている内容については、さらに内容の充実を図るものとし、触れられていない内容については、対応方針をまとめた。

表 平成16年以降の道路景観関連の法律や施策等と指針(案)解説での対応方針

年	月	法律・施策等	指針(案)解説での主な関連箇所	対応方針
16	3	防護柵の設置基準の通達及び防護柵ガイドラインの刊行	5-10-1 交通安全施設等の設計	—
16	4	無電柱化推進計画(平成16年度~20年度)の策定	5-15-2 無電柱化	—
16	6	景観法の成立	7-3-1 景観法等の活用	—
16	6	国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)の通知	7-3-2 景観アセスメントの実施	—
17	4	道路デザイン指針(案)の通知	—	—
17	7	指針(案)解説の刊行	—	—
17	12	第1回日本風景街道戦略会議の開催	該当なし	→「1-3道路のデザインの方向性」の景観的配慮が必要な地域に追記等
18	6	高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(ハリアフリー法)の成立	5-5-1 歩道空間の設計	—
18	11	道路法施行令を改正し自転車利用促進(道路占用許可に係る工作物等に自転車駐車の車止め装置等を追加)	5-5-1 歩道空間の設計	—
18	12	観光立国推進基本法の成立	該当なし	→「1-3道路のデザインの方向性」の景観的配慮が必要な地域に追記等
19	4	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)の策定	7-3-2 景観アセスメントの実施	—
19	4	「日本風景街道」ルートの指定開始	該当なし	→「1-3道路のデザインの方向性」の景観的配慮が必要な地域に追記等
20	5	歴史まちづくり法の成立	該当なし	→「1-3道路のデザインの方向性」の景観的配慮が必要な地域に追記等
20	7	公園緑地課が公園緑地・景観課に改組	—	—
20	10	観光庁が発足	—	—
22	2	無電柱化に係るガイドライン(平成21年度~)の策定	5-15-2 無電柱化	—
22	5	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の成立	該当なし	→「5-10道路附属物等の設計」に木材の利用促進について追記等
24	3	観光立国推進基本計画の策定	該当なし	→「1-3道路のデザインの方向性」の景観的配慮が必要な地域に追記等
24	11	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定	該当なし	→「4-4-3 幅員構成の再構築」に自転車走行空間について追記等
26	1	法定外表示等の設置指針の策定	該当なし	→「5-12色彩の設計」に法定外路面表示の配慮事項を追記等
27	3	道路緑化技術基準の改正	5-11 植栽の設計	—
27	6	広域観光周遊ルート形成促進事業による7ルートの認定	該当なし	→「1-3道路のデザインの方向性」の景観的配慮が必要な地域に追記等
28	4	道路協力団体制度の創設	該当なし	→「6-3関係者との協力体制の構築と支援」に追記等
28	4	公共建築物における木材の利用の促進のための計画の策定	該当なし	→「5-10道路附属物等の設計」に木材の利用促進について追記等
28	6	広域観光周遊ルート形成促進事業による4ルートの追加認定	該当なし	→「1-3道路のデザインの方向性」の景観的配慮が必要な地域に追記等
28	7	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定	該当なし	→「4-4-3 幅員構成の再構築」に自転車走行空間について追記等
28	12	無電柱化法の成立	5-15-2 無電柱化	—
28	12	自転車活用推進法の成立	該当なし	→「4-4-3 幅員構成の再構築」に自転車走行空間について追記等

【NO. 2】指針(案)解説や防護柵ガイドライン等の活用状況について

①指針(案)解説や防護柵ガイドライン等の契約図書での位置づけ及び実際の活用状況

道路デザイン指針(案)、指針(案)解説、防護柵ガイドライン及び地方整備局や地方自治体策定の主なデザイン指針等の契約上の位置づけや活用状況について下表に整理した。

表 主なデザイン指針等の契約上の位置づけや活用状況

① 指針等名称	② ①の契約図書への位置付けに関する記述	③ 契約図書への位置付け方法	④ 実際の活用状況
道路デザイン指針(案) (H17.4)	なし	なし	なし
道路のデザイン ～道路デザイン指針(案)とその解説～ (H17.7)	なし	■「土木設計業務等共通仕様書(案)」において、以下の通り「主要技術基準及び参考図書」が定められている。 「道路のデザイン～道路デザイン指針(案)とその解説～」 第1編 共通編 (参考)主要技術基準及び参考図書	なし
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (H16.3)	なし	■「土木工事共通仕様書(案)」において、以下の通り適用すべき諸基準が定められている。 「日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月)」※ 第3編土木工事共通編 第2章一般施工 第2節適用すべき諸基準 第10編道路編 第2章舗装 第2節適用すべき諸基準 第10編道路編 第4章鋼橋上部 第2節適用すべき諸基準 第10編道路編 第5章コンクリート橋上部 第2節適用すべき諸基準 「国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(平成16年5月)」 第10編道路編 第14章道路維持 第2節適用すべき諸基準 ■「土木設計業務等共通仕様書(案)」において、以下の通り「主要技術基準及び参考図書」が定められている。 「防護柵の設置基準・同解説」※ 第1編 共通編 (参考)主要技術基準及び参考図書 ※「色彩の検討にあたっては、景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインを参考にするとよい」と記載されており、間接的に「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」が位置づけられている。	③の共通仕様書を契約図書としている。
高崎河川国道事務所 ぐんま国道色彩・デザイン指針(案) (H16.3)	なし	なし	特記仕様書の中に特に記載されていないが、図面に色彩・デザイン指針(案)に規定されている色を指定しているか、発注後、監督職員から指示されているのが実情である。
横浜国道事務所 道路附属物等色彩デザイン指針 (H18.3)	なし	なし	特記仕様書の中に特に記載されていないが、図面に道路附属物等色彩デザイン指針に規定されている色を指定しているか、発注後、監督職員から指示されているのが実情である。
中部地方整備局 公共事業における色彩・デザイン指針 (H27.12)	工事発注において特記仕様書に適用すべき諸基準として当指針を位置づけることとされている。(事務連絡を発出)	工事発注時においても、活用の確認をおこなえるように、平成16年度から運用している「条件明示項目のチェックリスト(案)」が②の事務連絡に添付されている。	②の事務連絡により、全工事に適用している。
福岡国道事務所 ふくおか国道色彩・デザイン指針(案)【第2版】 (H22.3)	道路附属物の工事発注において特記仕様書に適用すべき諸基準として当指針(案)を位置づけることとされている。	技術管理部局で毎年作成している「特記仕様書フォーマット(道路附属物編)」に、当指針(案)が記載されており、意図して削除しない限り、当指針(案)が特記仕様書の中で位置づけられることとなる。	道路附属物が含まれる工事発注において特記仕様書の中に適用すべき諸基準として当指針(案)を記載している。
東京都 道路工事等設計基準 (H28.4)	なし	東京都建設局設計委託標準仕様書において、以下の通り、主要技術基準及び参考図書が定められている。 「東京都建設局 道路工事設計基準」	色彩等については、基準で定められているが、景観に配慮し変えることができることとしている。
静岡県 ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備) 第3版 (H26.7)	なし	「設計段階における景観への配慮に関する特記仕様書」及び「工事段階における景観への配慮に関する特記仕様書」において、当指針を参考に景観に配慮し設計や施工をするよう定められている。	③の特記仕様書を契約図書としている。
名古屋市 景観法に基づく届出の必要な地区として7つの都市景観形成地区を選定。 それぞれの地区ごとに景観形成基準を策定。	なし	なし	工事を実施するにあたり、届出を行うことが義務づけられている。なお、景観アドバイザー制度を設けて、事前相談できるようになっている。

②設計要領、マニュアル、標準図集での防護柵ガイドラインの適用状況

全国の地方整備局等を対象に、設計要領、マニュアル、標準図集での防護柵ガイドラインの適用状況や色彩や形状等についての特記事項の有無の確認を行い、下表に整理した。

表 設計要領、標準図集等での防護柵ガイドラインの適用状況や色彩や形状等についての特記事項

NO.	策定者	設計要領及び設計マニュアル		標準図集	
		名称	適用状況	名称	適用状況
1	北海道開発局	北海道開発局 道路設計要領 第2集 道路付帯施設/平成28年4月	・適用基準として防護柵ガイドラインを記載	北海道開発局 道路設計要領 第6集 標準設計図集/平成28年4月	・景観配慮型防護柵を採用
2	東北地方整備局	設計施工マニュアル(案) [河川編・道路編]/平成15年4月	・なし	土木工事標準設計図集 (平成15年東北地方整備局版)	・景観配慮型防護柵を採用
3	関東地方整備局	なし	—	なし	—
4	北陸地方整備局	設計要領(道路編) 平成24年4月	・適用基準として防護柵ガイドラインを記載 ・防護柵について、12-8-3景観への配慮として、構造や色彩(基本3色とオフホワイトの4色)について記載	標準設計 平成26年4月	・防護柵の図面内に仕様として、『「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(景観に配慮した防護柵推進検討委員会)」により適切な色彩を選定する。』と記載(※景観配慮型防護柵は無し) ・片持型標識の図面内に、『周辺環境との調和を図るために、支柱及び梁等の色彩を考慮する必要がある時は、明度、彩度の低い色彩(例えば茶系色等)を使用することが望ましい。』と記載
5	中部地方整備局	道路設計要領[設計編] 2014年3月	・適用基準として防護柵ガイドラインを記載 ・第8章交通安全施設等に防護柵の色彩について基本3色を記載	なし	—
6	近畿地方整備局	設計便覧(案)第3編道路編 平成24年4月	・なし	土木工事標準設計図集 平成17年2月	・なし
7	中国地方整備局	土木工事設計マニュアル (平成28年度版)	・適用基準として防護柵ガイドラインを記載	小構造物標準設計図集 平成25年4月	・なし
8	四国地方整備局	設計便覧(道路編) [平成27年9月版]	・なし	なし	—
9	九州地方整備局	土木工事設計要領 第Ⅲ編道路編/平成28年4月	・適用基準として防護柵ガイドラインを記載	なし	—
10	沖縄総合事務局	土木工事設計要領 第2編道路編/平成27年9月17日改正	・適用基準として防護柵ガイドラインを記載	なし	—

③地方整備局や地方自治体策定の指針における道路占用物件等への規定の有無と適用状況

地方整備局や地方自治体策定の主なデザイン指針等において、道路占用物件への規定の有無や道路占用物件への規定に対して、どのように応用されているかの実態調査を行い、下表に整理した。

表 指針における道路占用物件等への規定の有無と適用状況

①指針等名称	②指針等策定期	指針等の主な記載内容		⑤指針等の占用物件への応用等に関する規定	⑥ ⑤による適用状況	⑦規定に依らない占用物件への応用例	⑧ ⑦による適用状況	
		③対象物件	④規定項目					
高崎河川国道事務所 ぐんま国道 色彩・デザイン指針(案)	H16.3	防護柵・標識柱	理念(考え方)・色彩(マンセル値)、デザイン 等	占用工事及び損傷復旧工事においては既存の付属物に合わせた現況復旧を指導している。	現況復旧で実施されている。	—	—	
		占用物件(全般)	—	—	—	—	—	
		占用物件(路上地上機器、県警のカメラ等)	—	—	—	—	指導はしていないが、指針内容に則った形で現地周辺が整備されているため、指針に則った形で占用物件は設置されている。	なし
横浜国道事務所 道路附属物等色彩デザイン指針	H18.3	防護柵・標識柱	理念(考え方)・色彩(マンセル値)、デザイン 等	占用工事及び損傷復旧工事においては既存の付属物に合わせた現況復旧を指導している。	現況復旧で実施されている。	—	—	
		占用物件(全般)	—	—	—	—	—	
		占用物件(路上地上機器等)	—	—	—	—	H27年度～電線共同溝地中化にともなう新規物件において防護柵の色彩デザイン指針への準拠を依頼。	基本的には適用されていない。
		電力柱 電話柱	—	—	—	—	国立公園内での新たな占用物件の場合、環境省箱根自然環境事務所に確認を行うように依頼。	過去5年間では、1件適用。 ※環境省から指導あり。
中部地方整備局 公共事業における色彩・デザイン指針(H27.12)	H27.12	バス停・地下鉄出入口等、変圧器等、信号機、紀勢標識等	周辺の自然やまちなみとの融和や色彩等	占用物の色彩については、占用者との協議等により調整を図ることを基本としている。	指針の適用に当たっては、あくまでも占用者との協議等を基本としている。	—	—	
福岡国道事務所 ふくおか国道色彩・デザイン指針(案)【第2版】	H22.3	防護柵・歩道橋・標識柱・照明柱	理念(考え方)・色彩(マンセル値)、デザイン 等	—	—	事務所管内の全事業箇所において関係機関協議等で依頼。	全ての占用物件には適用されていない。	
東京都 道路工事等設計基準	H28.4	道路構造物・道路附属物等	色彩等	—	—	道路工事設計基準は、道路構造物や道路附属物等について定めており、占用物件への応用は参考程度。 占用物件は、道路占用許可基準で都心の美観風致に調和したものとしている。	⑦のとおり	
静岡県 ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)第3版	H26.7	防護柵・橋梁・歩道橋・道路付属物	基本事項(目的、基礎的な事項・知識)、色彩・デザインに関する共通ルール(沿道の景観特性に応じた区分、主要構造物の推奨色)等	—	—	—	—	
名古屋市 広小路・大津通 都市景観形成地区 景観形成基準	H19.10	建築物・工作物・広告物	理念(考え方)・色彩(マンセル値)、デザイン 等	基準の中で、周辺の街並みと、高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するよう努めることとされている。	仮設物、軽微な行為等は適用外	—	—	

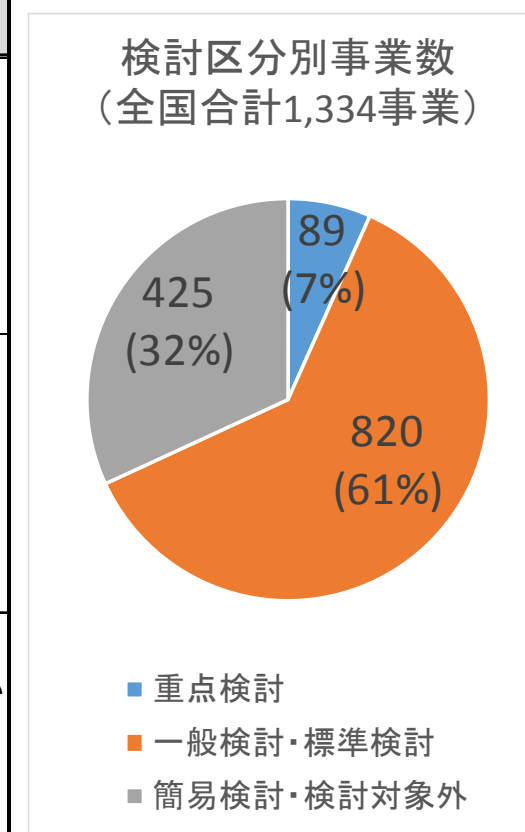
【NO. 3】 景観検討システムにおける、これまでの景観検討区分判断の実態について

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）（平成19年4月策定）において実施される『景観検討区分判断』の実態調査を行い、下表に整理した。

表 地方整備局等における景観検討区分の考え方と区分ごとの主な実施内容・実施件数

	景観検討区分	概要	主な実施内容					備考
			体制構築	配慮事項とりまとめ	景観整備方針作成	景観の予測・評価	事後評価	
北海道開発局、 地方整備局 (九州除く)、 沖縄総合事務局	重点検討	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を有する地域で行う事業を含む区間 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業 その他、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業 ※但し、市町村等の景観審議会などにより確認を受けている事業は除く【沖縄】 	○	○	○ (重点検討事業版)	○	○	
	一般検討 又は 標準検討	<ul style="list-style-type: none"> 重点検討事業には該当しないが、事業により景観が変化する可能性が考えられる事業 景観上の影響が軽微あるいは景観検討の余地が少ない事業 重点検討事業及び検討対象外事業以外のすべての事業 	△	○	○ (一般検討事業版)	△	△	
	簡易検討 又は 検討対象外	<ul style="list-style-type: none"> 地下・地中・水中で完結する事業等、周辺への景観上の影響がないか、極めて小さいものであるため、将来にわたって景観構成要素とならない事業 災害復旧等で緊急性がある事業(但し、緊急性等に応じて柔軟に対応)【北陸】 その他、現状景観の改変がなく、景観検討が特に必要でない事業等 	— ※1	— ※1	— ※1	— ※1	— ※1	原則区分されていない 【北海道開発局、 四国地整、 九州地整】
九州地方整備局	事業区分A	<ul style="list-style-type: none"> 特に景観に配慮すべき地域または景観に配慮すべき地域で行う事業で、本局景観委員会で景観形成方針確認するもの 	○	○	○ (景観カルテ)	○	○	
	事業区分B	<ul style="list-style-type: none"> 景観に配慮すべき地域で行う事業で、事業部(または事務所)景観委員会で景観形成方針を確認の上、本局景観委員会に報告するもの 	○	○	○ (景観カルテ)	○	○	

※1: 整備局によっては△としているところがある。
○: 必須 △: 必要に応じて実施



九州地整の事業区分Aは重点検討に、事業区分Bは一般検討に分類

【NO. 4】 景観法による景観計画における景観重要公共施設(道路)の指定状況と内容について

①景観計画での景観重要公共施設(道路)の指定状況

i) 景観行政団体と景観計画策定団体の推移

平成16年12月17日の景観法部分施行から平成28年3月31日までの景観行政団体と景観計画策定団体の推移は下図の通りである。

平成28年3月31日時点で景観行政団体が681団体、景観計画策定団体が523団体である。

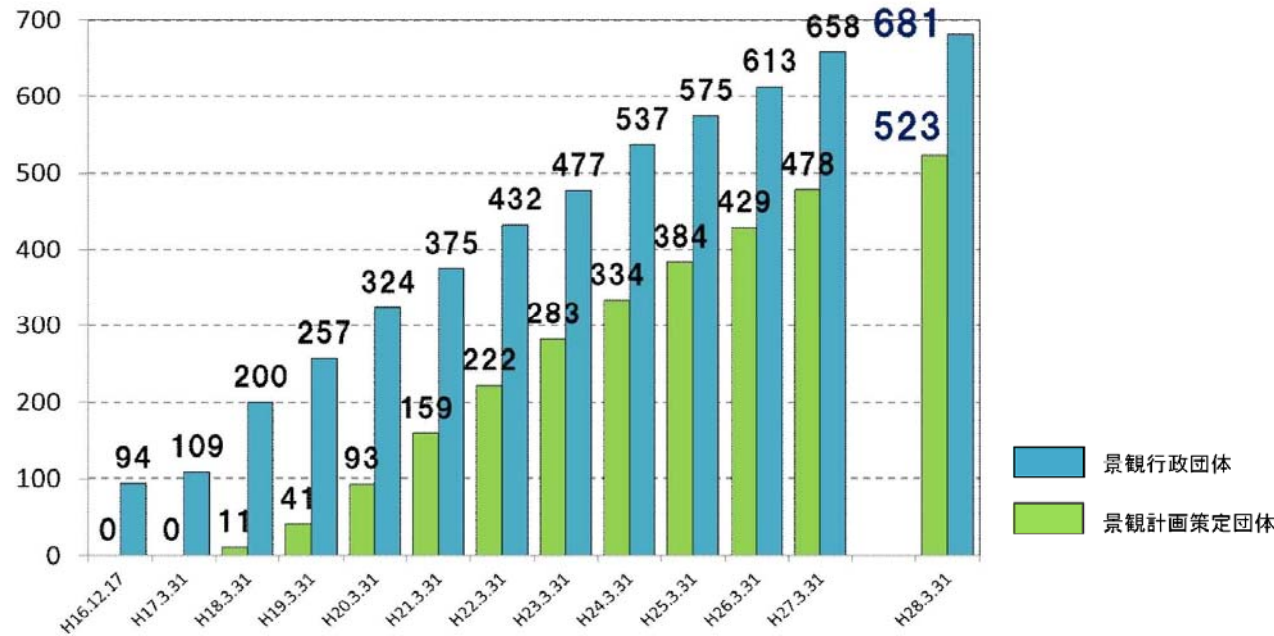
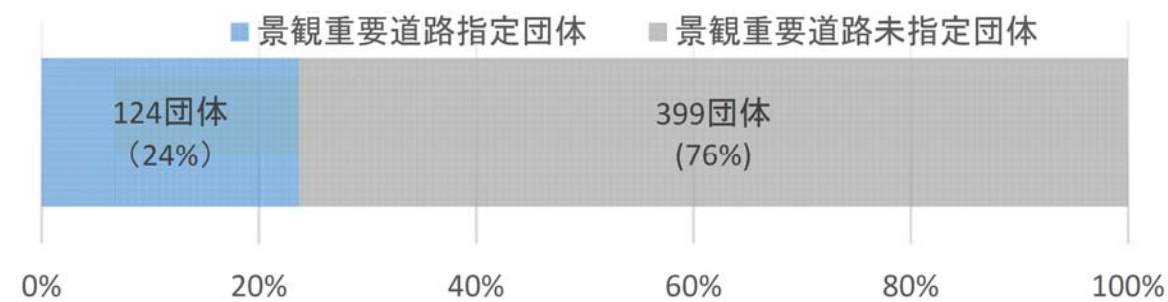


図 景観行政団体と景観計画策定団体の推移
(※出典：国土交通省都市局 HP より)

ii) 景観重要公共施設(道路)の指定状況

景観計画策定団体(523団体)を対象に、景観重要公共施設の『道路』(以下、景観重要道路と記載)の指定状況*の調査を行った。

景観計画策定団体のうち、全体の約2割に該当する124団体の景観計画において、景観重要道路の指定が確認された。



※平成29年3月時点でホームページ上に公表されている景観計画に基づいて、具体的な路線を景観重要道路として景観計画上位置づけている団体を指定団体として計上し、現在指定候補や検討中の場合は計上していない。

図 景観重要道路の指定状況

iii) 景観重要道路の整備、占用許可基準のイメージ

景観重要道路として指定すると、景観計画に景観重要道路の整備に関する事項として、舗装の素材や道路の並木、街灯、防護柵等の道路附属物等を規定し、沿道の景観に合わせた良好な景観の形成を図ることが可能となる。

さらに、道路の占用許可についても、景観計画に従って一般の基準よりも上乘せした許可基準を適用することができる。

また、景観重要道路として指定された道路は、電線共同溝の整備道路に指定することが可能になる。

景観計画に位置づける景観重要道路の整備、占用許可基準等のイメージを全国の景観計画を参考に下図に整理する。

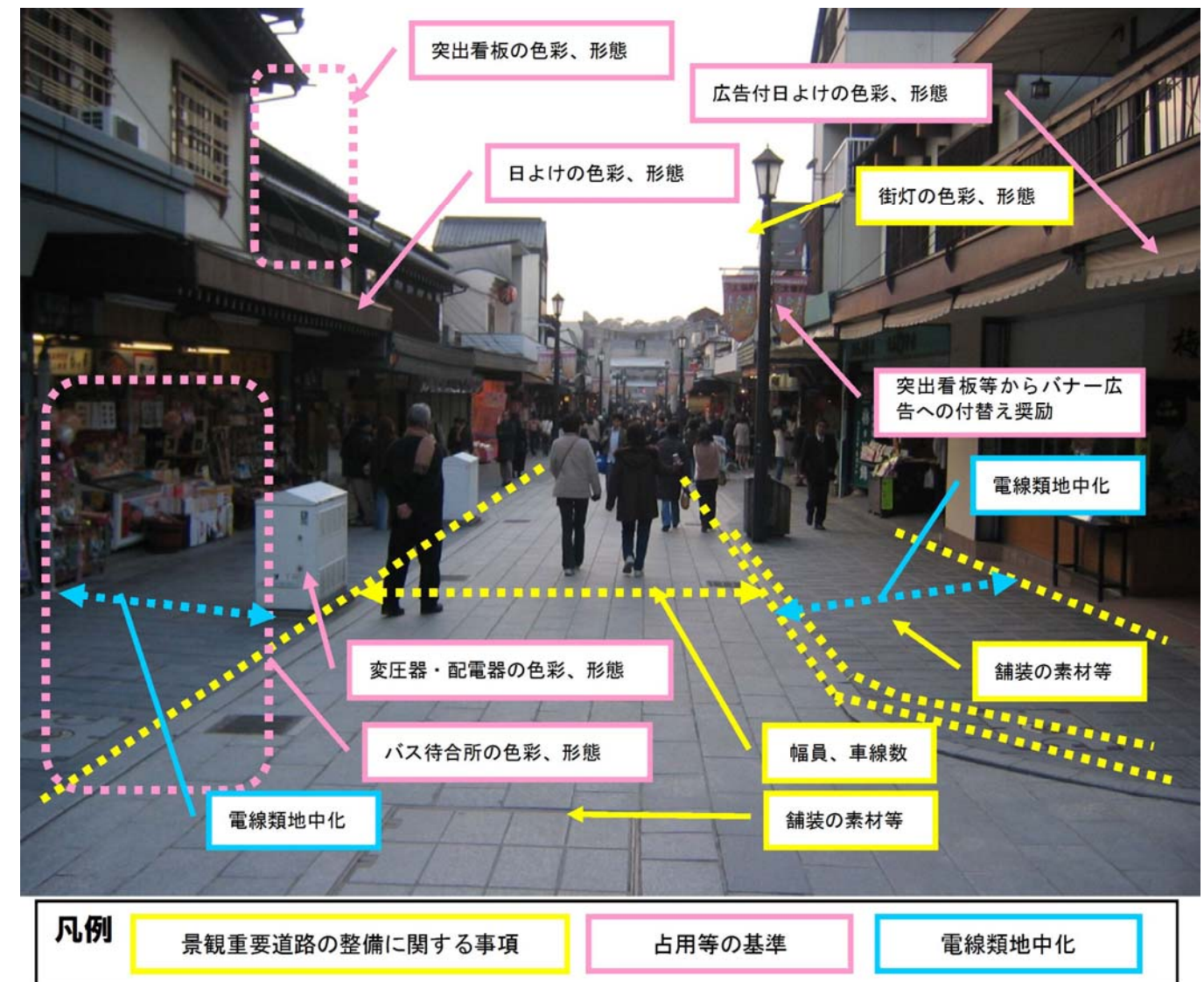


図 景観計画に位置づける景観重要道路の整備、占用許可基準等のイメージ

②景観計画の道路占用物件に関する方策の具体事例

景観重要道路に関する景観計画において、どのような方策を規定されているか茅ヶ崎市と奈良市の事例を整理した。

■事例名称：茅ヶ崎市道 5634 号線

所在地	茅ヶ崎市
事業主体	茅ヶ崎市
道路種別	市町村道
路線名称	市道 5634 号線（鶴嶺参道）
道路幅員	代表幅員 9.5m～10.0m（車道：5.0m、歩道：2.2m～2.6m）
区間延長	約 760m
位置図	<p>市道 5634 号線</p> <p>茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区</p> <p>市道 5634 号線</p>
整備状況	

<整備に関する方針>

- 道路の整備にあたっては、「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」（以上、国土交通省）に準拠するとともに、参道、松並木に代表される歴史と文化を伝える景観形成に努める。

【工作物等の整備】

- 道路管理者は交通安全施設の整備等を行う場合には、色彩基準に適合させるものとする。
- 歩道整備等を行う場合には仕上げをインターロッキングとする。車道の整備等を行う場合はカラー砕石を使用する。

【みどり豊かで快適な歩行空間】

- 歩道等の道路内に高木を含む街路樹、低木による植込み等を設置し、みどり豊かな道路空間とする。
- 歩行者が快適に散策できるような開放的歩行空間とする。

【電線の地中化】

- 電線共同溝の維持・保全に努める。
- 電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占用者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。

<道路占用に関する許可基準>

- 工作物の形態意匠については、彩度 6 を超える色彩を使用しない。

表 交通安全施設における色彩基準

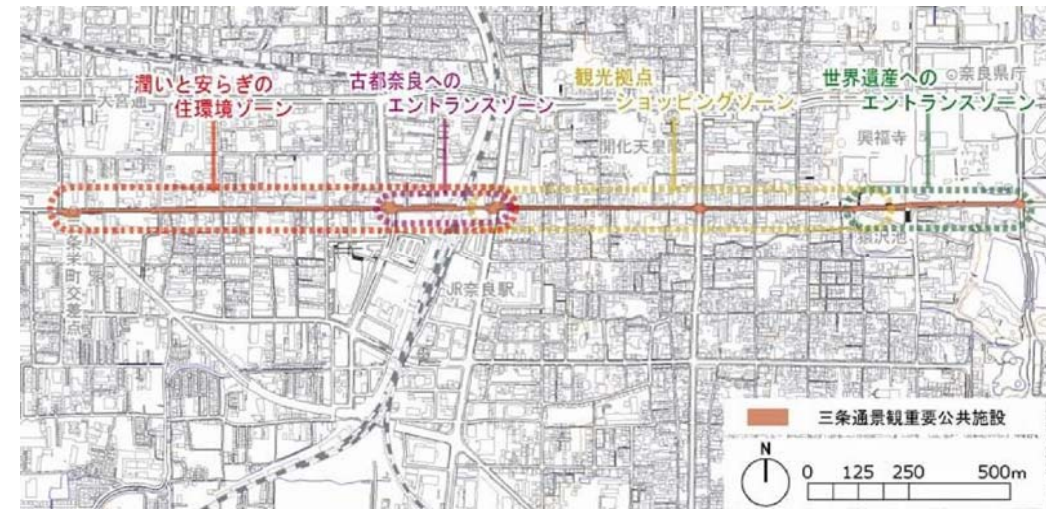
路線名称	市道 5634 号線
交通安全施設名称	
・ 駒止 ・ 車両用防護柵（ガードレール形式を除く） ・ 歩行者自転車用防護柵 ・ 道路標識の支柱（路側式を除く） ・ 道路照明施設	5R4/1.0 程度 (ダークブラウン)
・ 車両用防護柵	該当なし
・ 横断歩道橋（手摺部分を除く） ・ 道路標識の支柱（路側式） ・ 道路照明施設	5R4/1.0程度 (ダークブラウン)

※出典：茅ヶ崎市景観計画 /平成 27 年 7 月改定

■事例名称：奈良市三条線

所在地	奈良市
事業主体	奈良市
道路種別	市町村道
路線名称	市道中部 647 号及び市道三条線
道路幅員	代表幅員 16.0m（車道：4.0m、歩道：6.0m×2）
区間延長	約 2.4 km

位置図



<整備に関する方針>

	整備に関する事項			
	潤いと安らぎの住環境ゾーン	古都奈良へのエントランスゾーン	観光拠点ショッピングゾーン	世界遺産へのエントランスゾーン
道路の舗装（歩道等）	<ul style="list-style-type: none"> 沿道景観の様々な色彩に調和する落ち着いた色のあるグレイッシュトーン（低彩度色）を基調とした路面デザイン。 		<ul style="list-style-type: none"> 春日山の自然景観に調和する落ち着いた色のあるアースカラーを基調とした路面デザインとする。 シルクロードなど奈良に由来する歴史に配慮した路面材（石材等）を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観に調和する落ち着いた色のあるアースカラーを基調とした路面デザインとする。 沿道の歴史観光施設に調和するエイジング（経年変化）に配慮した素材選定を行う。
照明柱・標識・信号柱・横断防止柵など	<ul style="list-style-type: none"> 柱状施設の柱脚部（概ね、地上 2.5mまで）は、貼り紙・落書き防止塗装塗布などの表面処理を施す。 施設の色彩は、ダークブラウンを基調としたものとする。（ただし、自然素材のものは除く。） 方面誘導標識等の大型パネルの標識等は、背面の色彩をダークブラウンとする。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 彩度が低く、落ち着いた色のあるグレイッシュトーンの施設デザインとする。 JR奈良駅周辺地区整備との調和を図り、一貫性のある街路景観形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 奈良格子など、地場の伝統的な環境造形要素を継承する施設デザインとする。 なら燈花会や万灯籠の明かりをイメージした照明デザイン。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の歴史的景観を尊重し、極力、構造物の設置を避けることを基本とする。 低位置照明などによる、歩行空間の安全性に配慮した必要最小限の照明施設整備を基本とし、眺望を阻害する高所設置施設は極力設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の他、歴史的な建造物の素材、色彩等との調和を図る。
植栽及び街路樹	<ul style="list-style-type: none"> 春日原始林の植物生態に影響を及ぼさない国内種の樹種選定を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹は、山並みへの眺望配慮し、視界が抜ける軽快な枝振りの樹種による並木を形成する。（樹種選定に際しては、地元要望を聴取の上、進める。） 	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹は、沿道の観光散策や商業利用を考慮し、繊細な枝振りの株立ち樹種などを選定する。 地中化に伴う地上機器修景のために低木樹種などを活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の緑景観を最大限に活用し、歴史建造物への眺望やビスタの確保に配慮した計画とする。（豊かな緑がある区間は街路樹整備は行わない。） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の他、歴史的な建造物の素材、色彩等との調和を図る。
サイン・ベンチ等、ストリートファニチュア	<ul style="list-style-type: none"> 彩度が低く、落ち着いた色のあるグレイッシュトーン（低彩度色）の施設デザインとする。 			
	—	<ul style="list-style-type: none"> 交差点や公園前などの休息空間利用（ベンチ等の設置）を推進する。 	—	—

<道路占用に関する許可基準>

	占用等の許可の基準			
	潤いと安らぎの住環境ゾーン	古都奈良へのエントランスゾーン	観光拠点ショッピングゾーン	世界遺産へのエントランスゾーン
バス停留所 上屋	<ul style="list-style-type: none"> 奇抜な形態や素材などによるデザインを避け、周辺景観への調和に配慮する。 景観計画における色彩基準（沿道景観形成重点地区、大規模建築物等）のカラーチャートに準拠した色彩とする。 施設の配置においては、沿道建物との調和や、眺望視界の確保に配慮する。 			<ul style="list-style-type: none"> 左記の他、歴史的な建造物の素材、色彩等との調和を図る。
電話ボックス	<ul style="list-style-type: none"> 奇抜な形態や素材などによるデザインを避け、周辺景観への調和に配慮する。 景観計画における色彩基準（沿道景観形成重点地区、大規模建築物等）のカラーチャートに準拠した色彩とする。 施設の配置においては、沿道建物との調和や、眺望視界の確保に配慮する。 			<ul style="list-style-type: none"> 左記の他、歴史的な建造物の素材、色彩等との調和を図る。
電線共同溝 地上機器	<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化する場合は、地上機器天端に勾配を付けるなど、不法投棄防止に配慮する。（もしくは右記に準ずる有効活用を推進する。） 		<ul style="list-style-type: none"> 地上機器の修景（周辺低木緑化など）や案内マップ付帯などによる施設の有効活用を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 無電柱化する場合は、地上機器天端に勾配を付けるなど、不法投棄防止に配慮する。（もしくは左記に準ずる有効活用を推進する。）
公共施設等の 案内板	<ul style="list-style-type: none"> 情報の重複、乱立を防止するための事業間相互調整を行い、共同設置や共架・添架を推進する。 必要最小限の表示情報とし、過剰な規模にならないよう配慮する。 			
電柱など	<ul style="list-style-type: none"> 本設（概ね設置期間 5 年を超えるもの）の電柱等は、銅管柱については、景観に配慮した色彩（周辺道路施設色彩と近似色とするなど）を使用する。コンクリート柱においては、濃茶色とする。 無電柱化推進過程の仮設電柱等については、銅管柱についてはグレー（汎用色 ※ただし、亜鉛メッキ素地仕上げのままの使用は行わない。）、コンクリート柱については打ち放し色（汎用色）としてよい。 			
その他 占用施設	<ul style="list-style-type: none"> 奇抜な形態や素材などによるデザインを避け、周辺景観への調和に配慮する。 景観計画における色彩基準（沿道景観形成重点地区、大規模建築物等）のカラーチャートに準拠した色彩とする。 			

※出典：奈良市景観計画（改正案）/平成 22 年 4 月